

勧誘の電話への対処方法

勧誘の電話が頻繁にあります。どのように対処したらいいのでしょうか？

Q

勧誘されても必要なければ、「いません」とはっきりと断りましょう。
しかし、突然の電話勧誘は、不意打ちで一方的な勧誘となりがちですので、不本意な取引をさせられてしまう危険があります。

そこで、電話機の「発信者番号表示機能」や発信者の声を聞いてから受話器を上げる対応ができる「留守番電話機能」などを活用して、そもそも業者からの電話には応答しないという対処が有効でしょう。電話機と電話回線の間には設置できる通話録音装置や着信拒否装置も市販されています。こうした機器の導入も視野に、家族や近所など周囲の人と、電話対応のあり方や電話機の設定などについて話し合ってみてはどうでしょうか。

困ったときには消費生活相談窓口にご相談ください。

A

1 1月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます。電話による予約制で、各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号	相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
垂井町	11/ 7(火)、21(火)	22-1151	神戸町	11/13(月)、27(月)	27-3111
関ヶ原町	11/14(火)、28(火)	43-0070	輪之内町	11/ 2(木)、16(木)	68-0185
養老町	11/ 6(月)、20(月)	32-1108	安八町	11/ 9(木)、24(金)	64-3111